

# 令和6年 第12回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年9月24日（火）午後3時30分  
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦林 実（教育長）  
白井 靖二  
荒川 陽子  
塩地 淳子  
永井 善郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長	長谷川 和秀
事務局次長兼こども施設課長	矢野 伴典
こども政策課長	永榮 一博
こども支援課長	長尾 理恵
学校教育課長	仲倉 昭雄
学校給食課長	伊藤 康惠
スポーツ振興課長	成田 博顕
文化振興課長	大塚 一平
学校教育課長補佐	波多野 健司
学校教育課長補佐	木村 孝志
こども政策課担当課長補佐	佐藤 祐佳
こども政策課主事	大口 謙也

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議事  
  - 議案第43号 財産の取得について
  - 議案第44号 財産の取得について
  - 議案第45号 財産の取得について
  - 報告第 9号 米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者の選定について

報告第10号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代  
理の報告について

## 開 会 午後3時30分

○浦林教育長 ただいまから、令和6年第12回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

### 1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員に塩地委員を指名いたします。

### 2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第2、前回の会議の会議録の承認に移ります。  
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。  
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、8月22日に定例会が開催され、議案第39号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」から、議案第42号「米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案についてご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

また、報告第7号「議会の委任による専決処分について」及び、報告第8号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告いたしました。前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

### 3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第3、教育長の報告について私から報告いたします。  
本日は2点、報告させていただきます。

1点目は、総合教育会議についてですが、8月22日の午後開催されました。委員の皆様方には、様々な建設的なご意見をいただきましてありがとうございました。その時の意見を踏まえまして、市の教育行政を一層推進していきたいというふうに思っております。

2点目は、体育祭や運動会についてですが、9月に入りまして毎週体育祭や運動会が開催されております。今、丁度半数が終わったところでございます。猛暑が続いておりまして、各学校においては熱中症予防のための適切な休憩とか水分補給を気を付けながら進めているところでございます。

委員の皆様には激励に駆けつけていただきしております、ありがとうございます

ます。引き続きよろしくお願ひいたします。

#### 4 議事

○浦林教育長 日程4、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第43号「財産の取得について」から議案第45号「財産の取得について」までの3件の議案につきまして、米子市として9月26日に公表することを予定しております。

また、報告第9号「米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者の選定について」は、法人に対する評価の内容等を公にすることは、法人の権利、その他正当な利益を害する恐れがあると考えますので、これらの議案の審議及び報告を非公開とすることを提案したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第43号から議案第45号まで及び報告第9号については、非公開といたします。

○浦林教育長 それでは日程第4、議事に入ります。

議案第43号「財産の取得について」から議案第45号「財産の取得について」までの3件の議案は、関連しておりますので一括して議題とします。

事務局から説明をお願いします。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 では、資料1ページ目をご覧ください。議案第43号についてでございます。少し事前に説明させていただいた後に議案についてお諮りしたいと思います。

このたび、他の自治体におきまして、地方自治法第96条第1項第8号に定める、必要な議決を経ずに財産を取得していた事案が判明したことを受けまして、本市においても同様の事例がないか調査を行ったところ、教師用教科書及び指導書の取得3件について、議会の承認を得ていないことが判明いたしました。

1件当たりの予定価格が2,000万円以上の財産の取得については、議会の議決が必要であるにも関わらず、本事案については、教師用教科書等の1冊ごとの単価が少額であることから、議決を要しないと誤認していたこと、短期間で定期的に発注事務を進める形態であることから、チェック機能も十分に働かなかったことにより発生したものでございます。

判例によりますと、事後であっても、議会で議決いただければ財産の取得が有

効となることから、このたび、令和6年9月市議会定例会に、財産の取得について追認を求める議案第43号から45号を提出し、手続きを補完しようとするものでございます。そういうこともございまして、本日第43号から45号についてご意見をいただきたくお諮りするところでございます。

では、資料の2ページからが議会に追認をお願いするためのものでございます。

3ページを見ていただきますと、3ページ目の3でございますが、取得価額合計2,879万1,486円、これにつきましては、平成27年度の契約のものでございます。

続きまして、議案第44号につきましては、これは令和2年度分でございます。7ページ、先ほどの取得価額のところをご覧いただきますと、令和2年度につきましては5,099万8,727円でございました。

続きまして、議案第45号につきましては、9ページになります。これは令和6年度のものでございます。11ページをご覧いただきますと、3、取得価額の合計が6,568万310円ということで、いずれも2,000万円を超えているということで、繰り返しになりますが、本9月市議会定例会で財産の取得について追認を求める手続きを進めたいと考えております。

その前に各委員にそのことについてお諮りしたいということで、議案として挙げております。説明については以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 この議案については、今説明を伺ってよくわかったんですが、中身について、冊数が年度によってずいぶん違うところと、合計金額も違ってきてるところはどういったところで、どれぐらいの違いが出てきているのか教えていただきたいのですが。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 これにつきましては、やはりまず指導書ですか、それから教師用の教科書、この単価が上がっているということが1つ挙げられます。

特にデジタル教科書等が入ってくるようになって、令和2年以降、教科書の単価が上がったということがございます。単価が上がったことに伴いまして、各教師用の指導書の配布の基準も改めまして、できるだけ抑えるようにして発注はしているんですけども、どうしても、繰り返しなりますが、1冊当たりの単価が高くなっていることが背景として、このような金額になっているところでござ

ざいます。以上です。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 合計の冊数が増えているところは、どういった理由からでしょうか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 これにつきましては、少人数学級、それから特別支援学級によって、学級数が増えていることが背景にございます。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 要するに、個別の対応ができているので、それに対して先生方の教科書が必要な数が増えてきたということでしょうか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 いずれも学級数によって担任の数というのが決まりますので、学級数が増えることによって、必要者数も増えるというございました。

○浦林教育長 その他はいかがでしょう。大きな案件なので、ご意見があれば伺っておきたいと思います。

ありませんか。

永井委員。

○永井委員 初めてのことによくわからないので教えてください。平成27年だと総額3,000万切っていたのが、令和6年に6,000万ぐらいになっているのって、上がりましたからだけでなく、予算とかあって、その枠内とかはあるのですか。何か8年経ったら倍になってしまいますというので。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 まず、単価のこともあるんですが、結局教科書といいますのは、子どもたちにとっては無償で配布されておりますが、教師用の教科書、それから指導する際の指導書というもの、教員は2つのものを使いながら、指導に

あたっています。

それで、指導書、それから教科書ともに、先ほどもご説明いたしましたが、額が高くなっていますが、そもそも教科書というのは、今年もお諮りして採択いたしましたが、結局教科書をどこの教科書を選ぶかというところがまず前提でございまして、その選ばれた教科書会社の教科書を買わないといけないことになりますので、それぞれの会社が価格を設定をしておりますので、単純に安いものを選べないというようなことで選択の余地がないということが実際ございまして、その教科書会社になれば、その定価のものをいくつかということになっていくということで、単価が高くなればその必要数ということで予算要求させていただきまして、これは指導する上で必要なものということで、金額が高くなるとは聞いておりますが、その都度予算としてお認めいただいているという、そういう流れがございます。

○浦林教育長 今、聞いておられるのは、平成27年から2年、6年ときたときに急激に上がっていて、さっきデジタル教科書の採用というのがありました、例えばその額がどれぐらいになって、単価がこれぐらい、例えば2割ぐらい上がっているとか、デジタル教科書がこれぐらいかかるとか、何かその辺を説明しないとちょっとわからないんじゃないかな。わかりますか。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 それぞれの会社の単価まではちょっとわかりませんが、平成27年ですと、指導書が6万2,500円というのが、大体一番高い指導書でした。これが令和6年度になりますと、9万円ということで、一応一番高い価格ですが、特に指導書の方が高額になってきているということあります。

○浦林教育長 何の教科ですか。1セットが6万から9万になっていますか。  
波多野学校教育課長補佐。

○波多野学校教育課長補佐 国語であります。国語がやっぱり一番高い、地理や国語になりますと、大体平成27年度と比べると、今一番高いもので8万円ぐらいです。

○浦林教育長 デジタル教科書の額というのが全然出てきませんが、どういったものですか。  
仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 例えば、書写のデジタルブックでいいますと、令和2年は

税別価格は6,000円だったものが、令和6年度1万5,000円となっております。

○浦林教育長 使ってる教科の数が増えてるとか、変わってないとか、要は全体像が見えない。確かに2倍以上になっているので。

白井委員。

○白井委員 今の指導書の額を聞くと、それでこの額で収まるのかっていうぐらいびっくりしたのですけど、ということは、かなり安い指導書もあるということですね。

例えば、2ページ3ページのところで言えば、指導書の合計が2,200冊、教科書が2,800冊、それで合計が2,800万ってことは。

○浦林教育長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 先ほど説明ありました教師用の指導書は、確かに数万円もございますが、一方、教師用教科書につきましては、一番安いものであれば1,000円台っていうのがありますと、令和6年度におきましても2,500円ですとか2,000円前後の安いものもあります。教科書は先生1人1冊ずつですけど、指導書ある程度兼用できるところは兼用したということで、冊数がちょっと少なくなっていますけれども、そういったことも含めまして、全体ではこの金額になっているところでございます。

○浦林教育長 白井委員。

○白井委員 指導書だけでも2,300冊近くあって、合計が2,800万ってことは教科書代は入ってなかったとしても、割り算しても1万行かないのが平均ぐらいでしょうね。だから、9万円もあれば、数千円のもあるってことですね。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 今の説明の中で、兼用っていうのは、1つの教科の先生方が一緒に使ってるとかそういうことですか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 まず教科書につきましては、1人1冊でございますが、教

師用の指導書につきましては、高額になってきておりますので、例えば学年で1冊ですとか、そういうふうに兼用ということで使っていただくようにお願いをしているところです。

○浦林教育長 昔は1人ずつ配ってありましたけど、もうだんだん高くなるし経費を抑えようということで、セットで回したりとかそういうことを進めている。

荒川委員。

○荒川委員 先生方の中で、ご不自由ではないんですか。教えるっていう立場で、指導書っていうのが今手元にないなとか、そういう困ったっていうようなことは届いてはいけないですか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 そういう声が直接我々のところには届いているわけではございませんが、私も現場にいるときに、確かに優先的にやはりキャリアの浅い先生方に基本、使っていただきながら、必要に応じてキャリアを重ねた職員は部分的にちょっと見たりという形で、大体自分の授業スタイルというものがだんだん確立されていきますので、そこで新しい教科書にどのように味付けといいますか、どういうふうに使っていこうという中で、ちょっと参考にすることはございますけれども、常にずっと指導書を見てということではございませんので、とにかくキャリアを積んでいけばというところです。

○浦林教育長 塩地委員。

○塩地委員 それは金額が高騰化しているということで、令和2年度までは、教科書と指導書が同数な感じなんんですけども、令和6年度からは、ちょっと価格が高騰していて大変なので、学年で1冊というふうに方向性が決まって、そのようなやり方になったのでしょうか。

○浦林教育長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 おっしゃるとおりでございまして、特に令和6年度につきましては、価格が高騰しておりますので、配布の基準をちょっと改めまして、学年1セット、例えばもっと言いますと、地図帳というものにつきましては、学校で1セットというふうにさせていただいたところでございます。

○浦林教育長 少し学校の実情というのを知っていただけるようなものだったと思いますが、その他、質疑はよろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、ないようですので、順次採決をいたします。

まず、議案第43号については、付すべき意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第43号「財産の取得について」は、付すべき意見なしとして承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第44号について、付すべき意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第44号「財産の取得について」は、付すべき意見なしとして承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第45号について、付すべき意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第45号「財産の取得について」は、付すべき意見なしとして承認することにいたします。

【非公開】報告第9号「米子市学校給食調理業務委託事業に係る受託候補事業者の選定について」

○浦林教育長 次に、報告第10号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第10号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告いたします。

議案資料の17ページをお開きください。

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、18ページの令和6年9月4日付け人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和6年9月4日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動につきまして、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありますか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上を持ちまして、令和6年第12回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時2分